

岡山市職員の懲戒処分等について

令和8年2月5日付で以下のとおり懲戒処分等を行いました。

1 被処分者

岡山っ子育成局 課長補佐級職員 60代 男性

2 処分内容

停職1月と26日

※停職の期間は、当該職員の任期の終わり(令和8年3月31日)まで

3 事案の概要

当該職員は、令和8年1月17日(土)午後6時15分頃から午後9時15分頃まで、市内の飲食店で飲酒した後、一緒にいた知人を自宅へ送るために自家用車を運転していたところ、警察の検問により、呼気1リットル中に基準値以上のアルコールが検知され、酒気帯び運転として検挙されました。

その後、本人からの申出により、当該事実が確認されました。

4 処分理由

当該職員がした行為は、全体の奉仕者として、法を守り、市民の模範となり、高い廉潔性を求められる市職員にあるまじき行為であって、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

5 管理監督責任

上司である所属長1人に対し口頭による注意を行いました。

6 その他

- ・職員に対し、総務局長名にて、綱紀の厳正等について文書をもって通達します。
- ・当該職員は、処分の後、本日付で依願退職しました。

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)
(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

○ 岡山市懲戒処分の基準に関する要綱(抜粋)
(懲戒処分の基準)

第2条 職員が行つた行為が別表左欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員が行つた行為の動機、態様及び結果、故意又は過失の度合い、他の職員及び社会に与える影響、当該職員の職責、当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表右欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類に懲戒処分(懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分)を行うものとする。

別表(第2条関係)

違反行為			懲戒処分の種類
飲酒運転関係	酒気帯び運転	酒気帯び運転をすること。	免職、停職又は減給

【問い合わせ先】

岡山市 人事課 森本・柴田 直通086-803-1090 内線3420